

日 時：平成29年12月12日（火） 13:30～14:31

場 所：コープビル6階 第3会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第86回議事録

水産政策審議会第86回資源管理分科会

1 開 会

日 時：平成29年12月12日（火）13:30～14:31

場 所：コープビル6階 第3会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 田中 栄次 東村 玲子 柳内 克之 山川 卓
山本 勇

特別委員 井本 慶子 久賀 みず保 菅原 美徳 津田 幸喜 東岡 保
船本 源司 三國 優 柳川 延之 山内 愛子 山下 久弥
若狹 信幸

3 水産庁側出席者

神谷資源管理部長 保科増殖推進部長 藤田企画課長 矢花政策統括官付参事官
中管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 田中資源管理部参事官
高瀬漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長 久保寺資源管理推進室長 斎藤沿岸・遊漁室長
魚谷生態系保全室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第293号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定 に基づく基本計画の検討等について	1
	【報告事項】	
	WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合の結果について	12
	【その他】	
3	閉 会	

○管理課長 皆さん、こんにちは。予定の時刻となりましたので、ただ今から水産政策審議会第86回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めます管理課長の中と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には、事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手をいただき、それから御発言をいただきます。

それでは、委員の出席状況について、報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中6名の方が御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は16名中11名の方に御出席をいただいております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後に一覧資料がございます。こちらの一覧資料によって、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が資源管理分科会委員・特別委員名簿で、資料2が海洋生物資源の保存及び管理に関する法律3条7項の規定に基づく基本計画の検討について、これは諮問の第293号でございます。

資料2-1といたしまして、本基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について。資料2-2といたしまして、第3管理期間の漁獲状況について。資料3といたしまして、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の年次会合の結果について。

資料は、以上となりますが、漏れはございませんでしょうか。

何か不都合、ございましたら、周辺に座っております事務方の方に、いつでもお申しつけいただければというふうに存じます。

それでは、報道関係のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきますので、撮影の方々につきましては、ここで御退席のほどをお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様、御多用の中、お集まりくださりましてありがとうございます。

前回の分科会から、まだ余り期間が経ってないんですけども、非常に重要な事項を審議いただくということで、お集まりいただきました。

では、早速ですけども、座って、議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が1件、それから報告事項が1件でございます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第293号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、諮問第293号について、御説明申し上げます。

お手元の資料2に基づいて、説明させていただきます。
まず、資料2の最初の諮問文を読み上げさせていただきます。

29水管第2320号
平成29年12月12日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第293号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

でございます。

こちらにつきまして、1枚おめくりいただいた別紙に基づきまして、御説明を申し上げたいというふうに存じます。

まず、これまでの経緯についてでございます。

クロマグロの管理については、WC P F Cの保存管理措置に基づきまして、小型魚の4,007トンと、大型魚の4,882トンの漁獲枠を設けて、平成27年1月から開始いたしました。

この第1管理期間につきましては漁獲枠内に収まりましたが、一部の定置漁業で漁獲枠を超過したことから、国際合意を果たすためには今後、法規制による厳格な管理体制が必要と判断し、クロマグロ型のT A Cの試験実施を第2・第3管理期間として実施いたしました。

そのような中で、第2管理期間中の昨年、無承認操業や操業自粛要請等、指導に従わない事例が発生したことを踏まえまして、平成30年の第4管理期間から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、これはT A C法と呼んでおりますが、いわゆる資源管理法に基づくT A C管理に移行することといたしました。

本年4月21日に政令改正を行い、クロマグロの資源管理法の対象とし、国の基本計画を策定することで、来年1月から正式にクロマグロ型TACを開始することとしており、本日の資源管理分科会にて、基本計画の御審議をいただくこととしています。

基本計画の構成といたしましては、TACの基本計画は、資源管理法第3条に基づき作成されます。クロマグロはISC、WCPFCの下に置かれております国際科学委員会、これとWCPFCの資源評価と保存管理措置の決定に基づき、我が国としての管理方針と、漁獲可能量を定めるものでございます。

アジ・サバ等の従来のTACと比べて新たな取組、例えば都道府県間の広域管理や、若干という枠を設けない管理等としておりまして、計画分量もその分多くなることから、本体となる従来の基本計画にクロマグロを追加した上で、別立てで詳細計画を作成することとしてしております。

このため、11月29日にお諮りした基本計画を本体としつつ、今回これの一部を改正し、くろまぐろの基本計画を別に定めることという文言を追加することによって、クロマグロ型TACの基本計画の位置づけを明示することとしております。

これは、別紙の1ページ目の第2の1の一番上にあります(1)のところにこういう文言が記載されております。

クロマグロの基本計画の概要でございます。

別冊となるクロマグロの基本計画の項目立て、1枚またおめくりいただきまして、資料の2-1となっている部分でございます。

こちらの別冊となるクロマグロの基本計画の項目立ては、資源管理法に則し第1の基本方針から第7のその他重要事項まで、従来のアジ・サバ等のTACの基本計画と同様の構成となっております。

第1の「基本方針」におきましては、WCPFCにおける決定を基礎としたクロマグロの保存及び管理に関するこれまでの国際的な議論の経過と我が国の取組を記載しております。

また、管理期間について、大臣管理と知事管理漁業、おのおの異なることから、それぞれ管理期間ごとに定めています。

なお、平成30年1月から第4管理期間に入る大臣管理漁業につきましては、先に法律に基づくTAC管理を開始することとして、知事管理漁業は現在の第3管理期間が平成30年6月まで継続されますので、法律に基づく数量の設定、TACの管理については、7月からの開始ということとなります。

またおめくりいただきまして、次のページの第2の「くろまぐろの動向に関する事項」でございますが、ここにおきましては、ISCの資源評価結果や、水産研究教育機構が実施しております加入量モニタリング速報の結果等を記載しております。

また、来年春にISCの新たな資源評価結果が出されることとなっておりますので、その際、改めて第2の内容変更を検討することとしております。

引き続きまして、2ページが一番下の部分でございますが、第3の「漁獲可能量に関する事項」の部分でございます。

漁獲可能量の表の中で、これまでの小型魚4,007トンと大型魚4,882トンの合計8,889トンに記載しております。ただし小型魚の250トン大型魚に振り替えるということを行っておりますため、小型魚は4,007トンから250トン引いた3,757トン、大型魚は4,882トンに250トンを250トン加えた5,132トンとなっております。

また、大型魚については、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚割当ての際に、漁獲可能量の1割程度を留保しております。

さらに、第3管理期間の超過量につきましては、確定値を公表することで、漁獲可能量に自動反映する仕組みを採用しております。

なお、自動反映された場合には、事後でございますが水産政策審議会へ報告することとしております。

続きまして、3ページが一番下の部分ですが、第4の「指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項」でございます。小型魚、大型魚の別に、大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業といった指定漁業等の種類別に配分をいたしております。

表中、小型魚は第3管理期間の配分と同様とし、大型魚は今回から新たな配分としております。

大型魚の配分は、我が国漁獲枠4,882トンを最近年、これは平成27年と28年でございますが、の漁獲量に応じた案分を基本としておりますが、この計算で配分すると、大中型まき網漁業が現状の自主規制枠の3,098トン、これは2002年から2004年の平均漁獲量をもとに計算しているものでございますが、これを大幅に上回ることから、その現状を踏まえて、3,098トンをベースに1割留保と小型魚から大型魚への振り替え分を含めて250トン、さらに大中型まき網は小型魚の管理において500トンを削減して250トンを大型魚に振り替えているという経緯を踏まえまして、これらの大型魚の留保の計算から除外をしているところでございます。

その結果の数字が、先ほどの数字になっているというところでございます。

第3の漁獲可能量の自動反映の仕組みと同様に、指定漁業等の配分でも超過量の差引き等について、公表されることを条件に変更が自動反映される規定を設けております。

続きまして、第5、これも4ページのまた一番下から始まり5ページに続くわけですが、「都道府県別に定める数量に関する事項」でございます。

都道府県は、国の基本計画に従って、各都道府県の管理のための計画を作成するため、まずは管理の基本的な枠組みとして、都道府県別の管理、漁船漁業等の広域管理、定置漁業の共同管理を定めることとしております。

先般の一部地域での大量漁獲を踏まえて、採捕数量報告として、都道府県別にあらかじめ1日当たり緊急に報告をすべき数量を、漁業者との間で設定することを求めています。

また、早期是正措置として、これまでの都道府県の配分量の7割以上から取り組む管理措置や、都道府県ごとに配分量のおおむね1割以上の留保枠を設けること、そして、都道府県別に採捕量の積み上がり状況を踏まえながら、留保枠を設けている都道府県は配分量の9割5分、設けていない都道府県については9割で採捕停止命令を行うことを規定しております。

なお、都道府県別の具体的な配分量については、次期管理期間が始まる来年7月までに定めることとしております。

第6の「大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項」では、大臣管理漁業においても急激な積み上がりに備えたきめ細かな管理方法を、大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、かじき等流し網漁業等の漁業種類ごとに規定しております。

また、採捕数量の報告について、船団または船別に、1船団50トンや、1隻2トン等の基準を定めています。早期是正措置といたしましては、各大臣管理漁業の配分量の7割、8割、9割と段階ごとに厳しい是正措置を設けた上で、採捕量の積み上がり状況に応じて採捕停止命令を行うことを規定しております。

第7の、その他の「重要事項」でございます。これは、またページをおめくりいただいて、8ページから始まるところでございます。

その他の重要事項では、まず都道府県において採捕数量の積み上がりとして、1日当たり1トンを超える場合、都道府県から国に報告すること、遊漁の管理に関することや漁業者への支援等につきまして規定しております。

クロマグロの管理につきましては、これまで試行錯誤の状態、徐々に改善しながら進めてきたわけでございますが、クロマグロ型のTACにおいても、以上の新たなクロマグロの基本計画をもとに、委員各位、漁業者を初めとする関係者の御意見を踏まえながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただ今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

柳内委員。

○柳内委員 柳内です。まず、小型魚の250トン留保について、御質問いたします。

小型魚の250トンの留保は、本年5月の分科会でも水産庁から御説明がありましたが、大中型まき網業界が、小型魚の漁獲枠を500トン削減した際に、このうちの250トンについて大型魚への振りかえを行わず、水産庁で留保枠とされたものと理解しております。

今回、第4管理期間でも同様に250トン留保する案とされているんですが、そこでまず教えていただきたいんですけども、第3管理期間では、この250トンの留保はどのように使われたのか教えてください。

○山川分科会長 中管理課長、よろしく申し上げます。

○管理課長 第3管理期間につきましては、まだこの250トン、管理期間は終了しておりませんので、これを実際にWC P F Cに報告する際に、そこはどのようなふうな考え方になるのかというのは正式な整理はなされますけれども、基本的には今まだ定置網、その共同管理分の枠の大幅な超過というものも踏まえまして、あとここから先の、まだ半分以上残っている管理期間内でどのように収めるのかということ、これから実際に、まだどうなるかというのを予見できない中で、どのようなふうな。少なくとも、これを更にどこかに配分してというふうな枠には到底使えないわ

けなので、そういう形で留保し続けながら、その全体との中で、そのWCPFCの国際約束を守るためにどういうふうな形で使うのかというのは、今後のどういうふうな漁獲が進むかというものの中で整理させていただきたいというふうに考えております。

○柳内委員 5月の分科会の際にも申し上げたんですが、250トンの留保枠について、資源回復が確実になるまでの間、大中型まき網業界としては留保するという認識でおります。第4管理期間につきましても、資源の回復のためにこの留保枠が使われることを希望いたしますので、これは業界の要望としてよろしく願いいたします。

○管理課長 しかと承ります。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問、よろしく願いいたします。

柳内委員。

○柳内委員 すみません、立て続けに。

今度は、大型魚の留保に関連してなんですけれども、まず、大中型まき網業界としましては、これまで他の漁業に率先してクロマグロの大型魚、小型魚とも漁獲上限を厳しく管理し、これまで一度も超過することなく運営してまいりましたことをお伝え申し上げたいと思います。その上で、大型魚の留保に関して確認の御質問です。

まず、大型魚は、早期の資源回復のために、大臣管理漁業だけでなく知事管理漁業も含む全ての漁業において留保を設定するという理解でよろしいのでしょうか。

また、その留保を設定したものは、漁獲枠を超過しそうな漁業に配分するための枠ではなく、それぞれの漁業が枠を超過しないことが基本の運用と考えてよろしいのでしょうか。

つまり、仮に枠を超過する漁業が出た場合、その漁業の次の期間の漁獲枠から、その超過分は差し引くことに変わりないんだとは思いますが、留保枠は早期の資源回復のために設けるということで理解して支障がないのか、今一度確認の質問をさせていただきます。

○山川分科会長 中管理課長、よろしく願いします。

○管理課長 そういう理解で相違ございません。早期の資源回復というものもございまして、まずその期間内の約束を必ず、国際約束を守るということも当然含めてのこととございます。先ほどおっしゃられた、その管理期間中に枠を守れなかった場合には、翌年に借金という形ですが、翌年の枠から差し引かれるという方針も変わっておりません。

○柳内委員 では、全ての漁業で留保枠を設定するということですね。

○管理課長 そこは、そういうことです。

○柳内委員 わかりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 今の留保枠を超えた場合に、翌年から差し引くという考え方でございますけれども、この第3管理期間の漁獲状況というのを拝見しますと、例えば北海道なんかもう10倍ぐらい超えていて、それを来年から差し引くというか、10年ぐらい漁獲ができないようなことになってしまうような気がするんですけれども。

それを少しだけ超えた場合、翌年からとか2年差し引くというのは、まあしょうがないかなという、漁業者の方も納得するし、周りの人も、しょうがない、そういうことは不可抗力ですねということになると思うんですけども、ちょっとこんなになると何か。

それともう一つ、こんなになると、どういうふうに運用されていくのかということをお教えいただきたいのと、TACの方に、ちょっと私の基本的な知識が欠如しているんですけども、これ、TACを違反した場合のペナルティというのは何か設定されていなかったような気がいたしますけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○山川分科会長 管理課長、お願いします。

○管理課長 恐れ入ります。一部の地域で膨大な量の超過が生じた、ここの部分について、余りにもその超過の量が膨大なんで、翌年から差し引くと言っても実際差し引けないじゃないかというふうなところにつきましては、これから沿岸についての数量割当てについて、7月までまだ時間がございますので、そこはきちんと考え方を整理した上で、方針を示したいと思っております。基本的に、なかなかその実際に超過した漁業者の理解が得られるか、実際にそこでちゃんと漁業が営まれるのかというふうな問題も当然ございますし、一方で、真面目に資源管理、数量管理に取り組んでいる漁業者の理解というのも得なければならぬので、なかなか難しいところがございますが、両方相成り立つような方策というのを、ちょっと検討していかなければならないというふう考えております。

それと、実際にTAC法に基づく数量管理、どのような形でその実効性を担保していくのかというところがございますが、これにつきましては採捕、実際に数量を超過するようなキも、今まさに超過するような状況になっている状況とか、あるいは実際にもう一気に超過してしまったような状況におきましては、国または都道府県から採捕停止命令というものを出すことになっておりまして、その採捕停止命令に違反した形で、これは完全に構成要件に該当するというふうな形で、最高懲役3年という罰則が設けられております。

○東村委員 ありがとうございます。せっかくTAC法に基づく管理になるので、きっちり守って、クロマグロが早く資源回復するようになればいいなと考えております。どうもありがとうございました。

○山川分科会長 では、井本委員、お願いいたします。

○井本特別委員 井本でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほど、柳内委員の方から御発言がありましたとおりで、2011年から大中型まき網業界では自主管理に努めておりまして、漁獲量上限を超過したことは今まで一度もございませんということを重ねて申し上げます。

また、山陰旋網の立場でコメントさせていただきますけれども、私どもが拠点を置いております境港におきましては、6月から7月が大中まきのクロマグロの大型魚が水揚げの中心となっております。この時期においては、陸上での関係各所の重要な地場産業としての地位を既に確立しています。

大型魚の1割という留保枠の必要性については、十分理解しておりますけれども、そのための

漁獲上限数量を1割削減するというのは、この境港の業界にとって非常に影響が大きいものになります。

今後、各漁業種で数量管理が徹底された場合に、この大きい1割という留保枠はそれほど必要なくなるのではないかと考えておりますが、そのときに改めて留保枠の割合を1割から再考されるという可能性はございますでしょうか。

○山川分科会長 中管理課長、お願いいたします。

○管理課長 現時点で、こういう形の提案をさせていただいておるわけですが、もちろん資源状態が大幅に回復するとか、あるいは資源管理が効率的に、数量管理というものがきちんとして行われて、ほぼその見込みとして漁業資源が増えるような中で、その漁獲枠もコントロールできるというふうな確信が持てるような場合には、もちろんそういうことも検討しなければならないというふうには考えております。

将来に向けてという話でございますが。

○山川分科会長 井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

もう1点、よろしいでしょうか。

今回、漁業種ごとの漁獲量の上限というものの遵守は大前提であると思っておりますけれども、それが守られなかったことに関しては、非常に残念に思っておりますけれども、今後、各業界及び水産庁が連携を強化しつつ、再度管理体制の再構築が必要だと考えておりますので、そちらの方もあわせてよろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 御意見を賜ったということで、よろしく申し上げます。

○管理課長 はい、わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

三國委員。

○三國特別委員 私は、1つお聞きしたいのは、遊漁の管理なんですけれども、あらゆる漁業を見れば、沿岸の漁業者のは資源管理、そして種苗放流、いろいろやっています。

そういう中でもって、最近、遊漁者の獲る量というのだから、それが目立って多くなるんだけど、その節は全く見えてこない、そういうことを感じているんだけど、今まで県とお話ししても、やっぱりこの遊漁の関係はなかなか難しいというばかりで、いい返事が返ってこないんだけど、このマグロの場合も、やっぱり遊漁とかプレジャーボートの関係の資料、沿岸で一人、一本釣りでやっている人は大分厳しく管理されるんだけど、レジャーでやっている人とか遊漁とか、その割に見て見ない振りしている、そんな感じに受けとめるんだけど、こういうのを今後、もう少し県知事許可にしても、もう少し規制みたいなのをしてもらわないと、沿岸の漁業者、一人で釣りをやっている人は大変だと思うので、そこら辺も含めてお願いしたいと思います。

○山川分科会長 遊漁につきましてですけれども、いかがでしょうか。

○管理課長 恐れ入ります。我々も、そこは問題意識は同様でございます、今のその示させていただきました基本計画のこの案の8ページのところでございますが、「その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項」の2といたしまして、「遊漁（遊漁者及び遊漁船者）の管理」ということで、1番のところで、遊漁の管理は沿岸漁業者の管理に歩調を合わせていくことを基本とし、国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を行うことで管理するというふうなことで、それ以降、その詳細についても方針を示させていただいているところでございます。

詳細について、また遊漁室長から。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長をやっています斎藤と申します。

今、管理課長が申し上げたとおりでございますけれども、御指摘のとおり、やはり遊漁船業者の方については、これは都道府県に登録するというふうなことになっておりますので、ある程度はグリップは効いてくるというふうなことでございますけれども、なかなかプレジャーボートというふうなことになりますと、者も特定もなかなか難しいというふうなことで、管理困難な面、ございますけれども、これについては釣りの団体、こちらのホームページですとか、あるいはテレビですとか釣り雑誌、こういったものを通じ管理の状況ですとか、漁業者の取組ですとか、そういったものを周知することによりまして、漁業者と足並みをそろえた取組の協力というふうなものを呼びかけていきたいというふうなことで考えております。

○三國特別委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 今の遊漁の関連なんですけれども、今回大型魚の話をしているので、ちょっとずれてしまいますけれども、例えばクロマグロの小型魚の群れがいるところに遊漁船、プレジャーボートも含めて、大量に集中的にそこに漁をするというか、釣りをしていると、こういう状況も実際あるわけですね。

そういったときの遊漁船なりプレジャーボートに対する、いわゆる指導の仕方というのは、単にホームページで連絡するというのではなくて、やはりその現場に行ってください、そういった周知をするということについては、ぜひ検討していただきたいと思っております。

○山川分科会長 では、斎藤沿岸・遊漁室長、よろしく申し上げます。

○沿岸・遊漁室長 大森委員の御指摘のとおり、なかなか媒体だけでは届かないというふうなのがありますので、実はこれまでも青森県等、問題になっているというふうなところでは、プレジャーボートの人を呼んでいただいて、我々も同席いたしまして、説明会なりを開催させていただいたところでございます。

各地で、いろいろマグロが獲れてくると、そういった遊漁等の要するに問題というふうなものも出てくると思っておりますので、できる限り現地に必要に応じて行きまして、指導なり処置なり図ってまいりたいと思っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 まず、割当ての途中で警告を出すという予防的なアプローチは1ついい方法だと思いますけれども、問題は、やっぱりクロマグロは神出鬼没で、ある地域でとれるけれどもある地域でとれないという、そういうでこぼこがどうしても避けられないということがあると思うので、そこを何かうまく調整できる漁業者協議会みたいなものがあるといいなというふうに思うわけです。

それは法的強制も大事なんですけれども、罰則がないと獲るだけ獲って得なやつが出てきてしまう、そういう側面はあるんですけれども、一方でやっぱり理解するというのも大事で、話し合いの場というのが何か必要ではないかなというふうに思います。

ですから、何かそういうお互いの枠のこの貸し借りじゃないですけれども、ある程度認め合っで合意できるようなものがないと、競争だけになってしまうとなかなか違反というか、そういうものが出てきてしまうような気がしますので、その辺、御検討いただきたいというお願いでございます。

それから、今、遊漁の話が出ましたけれども、たまたま私は何年か前にクロマグロの遊漁料、釣獲量の調査など、お手伝いしたことがありますして、青森県など何かちょっと大分問題になっていたのは覚えております。

やっぱり、これは国際条約の枠組みなので、どうしても遊漁だから逃れられるということはないので、その辺はやっぱりしっかり対応いただきたいというお願いですね、これも。そうしないと、また外国からあそこをちゃんと調べてないじゃないかとか言われるのもしゃくですし、十分な監視をよろしくお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、漁獲のモニタリングですね。アンダーグラウンドになっているものがないとか、例えばまき網なんかだと群れごと巻いて、その中に何割か入っている場合があるわけですね。キハダの中にクロマグロが。市場に上げるときはキハダで上がるんだけれども、途中で多分業者は仕分けて、クロマグロを高く売れますからということが起こり得るわけですよ。そういうことについても何か監視、モニタリングできるようになれば、なおいいかなと。

これは、トレーサビリティの問題なんですけれども、この点も御検討をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 3つ御意見いただきましたけれども、まず漁業者同士の協議の場、あるいは3点目の漁獲量モニタリングの件につきまして、中管理課長、何かございましたら、よろしく願います。

○管理課長 おっしゃるとおりです。まず、クロマグロの漁獲というのがてんでばらばらといいますか、スポラディックに全国いどこに出てくるのかというのがなかなかわからない中で、その漁獲量に本当に応じた形で比例的にいくというわけではないんですね。

それを有効に、その当事者同士で活用するみたいな仕組みについては、今の御提示させていただいた中にビルトインはさせておるんですが、ただ、それを勝手にこの制度としてそういうものを位置づけているだけでは、実際にそういうふうな機能するというふうなことではないと思いま

すので、何らかの工夫の仕方がないのか、そういうものによって、やはりより遵守するインセンティブというか、にもなるという部分も含めまして、その部分は検討させていただきたいと思えます。

あと、漁獲のモニタリングをもう少し精緻化する必要があるのではないかとこのところではございますが、実態等あるいはコスト等も踏まえまして、何らかやり方みたいなものがないのかということにつきましても、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 あと、2点目の遊漁の件につきましては、御意見承ったということによろしいでしょうか。

○田中委員 はい。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、ないようでしたら、諮問第293号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 また、今後の事務手続上の部分的な修正あるいは文言の訂正等の必要性が生じる可能性も場合によってはあるかもしれませんが、そういった軽微な修正等につきましては私に御一任いただきたいと思いますと思えますけれども、あわせて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第293号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

29水審第23号

平成29年12月12日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

水産政策審議会

会 長 山川 卓

平成29年12月12日に開催された水産政策審議会第86回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第293号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

それでは、この答申書を神谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合の結果について」を事務局から御説明、よろしく願いいたします。

○国際課長 国際課長の黒川でございます。

先週行われましたWCPFCの年次会合の結果について、御報告させていただきます。

本来であれば、その交渉に参加した者から臨場感あふれる御説明をしたいと思いますと思っておりましたが、あいにく留守番部隊の私からということで、御容赦いただければというふうに思います。

先週、資料3でございますが、表裏の一枚紙を最後につけております。それに基づいて御説明したいと思います。

先週1週間、12月3日から7日までフィリピンのマニラで開催されました。結果の概要でありますけれども、4ポツで表の真ん中ぐらいから書いてございます。

今回の年次会合、大きく分けて2つテーマがありました。

1つは、今もお話が出ておりましたけれども、太平洋クロマグロの関係。それともう一つ、いわゆる南方系のマグロ、メバチ、キハダ、カツオの保存管理措置をどうしていくかという、この2点について話し合われました。

まず、太平洋クロマグロの保存管理措置ですけれども、結論を申しますと、前にも御報告しました、今年の8月にありました北小委員会で保存管理措置の案を作りました。それをオーソライズするというのが議論の主な内容だったんですが、これにつきましては、この内容、いつも北小委員会の結論を評価するというので、このとおり、北小委員会の結論どおりが採択されたという形になっております。

中身につきましては、もう御案内のとおりだと思いますが、注目していただきたい点だけ、2点だけ御説明をしたいと思います。

1点目が、①のところで書いてある次期回復目標。御承知のように、現在の親魚資源量は4万1,000トンのレベルまで回復しているということで、目標を立てております。

これにつきまして、この達成した後の、その次の目標をどうするかということを決めております。カギカギで書いてありましたけれども、この暫定回復目標が達成した後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%、具体的には約13万トンのレベルまで回復をさせようということで決まっております。

もう一つ、2点目が、ここの長期管理方策のAの漁獲制御ルールという、ちょっと難しい、わかりにくい内容になってございますが、要は現在その暫定回復目標を達成目指してやっております。もちろん、その確率的にどのぐらいの確率で達成できるかというところを演算しながらやっているわけですが、それが今60%の確率で達成しようということになっておりますが、それを下回るような場合、要は現在の目標を下回るような形になってしまう、ちょっと長期間かか

ってしまうというようなケースには、その確率が60%に戻るように管理措置を今よりも強化して
いこうという点が1点。

それと逆に、その目標を上回るような、今の2034年までに60%の確率というのを上回るような
水準になれば、現在の制限を緩めてもいいのではないかと。具体的には、75%を上回った場合に、
ちょっと（i）、（ii）ということで細かいことが書いてありますけれども、増枠を可能にする
という、要は効果が出れば、それに伴って成果がついてくると、漁師さんのやる気が出てくると
というようなルールを導入するというので、各国が合意したということでもあります。

以上が、太平洋クロマグロの関係です。

もう1点、裏にめくっていただきまして、半分あたりで書いていますが、メバチ・キハダ・カ
ツオ、南方系のマグロについての保存管理措置が議論されました。

今回の議論の大半は、ここに時間が費やされております。と申しますのも、現行の措置につい
ては、今年までが期限ということになっていましたので、来年以降のルールがここで決まらない
と白紙になってしまうということで、これを継続していくのか強めるのか緩めるのかというこ
とで、議論の大変が割かれたという実態でございます。

何回か、この場でも御説明しておりますけれども、資源評価の結果自体は我が国の危機感とは
逆に、その資源自体は良好であるというような結果が出ておりますことから、関係する各国は、
積極的にその保存管理措置を強めていかななくていいんじゃないかというような議論が大半でした。

その一方で、合意がなければ白紙に戻ってしまうということで、我が国が強く主張したとい
うことなっておりますが、結果としては、来年1年間の暫定措置、したがって議論は継続させる
ということなのですが、下で書いてありますような暫定措置が合意をされております。

特に、国内で御関心の高いのは、まき網の部分だと思いますけれども、この中でFAD、いわ
ゆる集魚装置を使った禁漁の期間については、その期間自体は今よりも若干緩和されるという形
に、その資源、その評価に応じてということで一部やむを得ない面があったかと思いますが、一
部緩んでしまうという点がございましたけれども、その下の日数制限ですとか1隻当たりの集魚
装置の個数の制限であるとか、こういうところを導入したり、一部強化をするという形になっ
ておりますので、トータルとしては、今年とほぼ同水準とっていいのではないかと管理措置
が導入されているということになっております。

以上が結果の概略でございまして、引き続き交渉の場もそうですし、先ほど来あります、ま
ず国内の実行をしっかりとした上で、来年度以降も責任ある漁業局としていろんな議論を主導で
きるように努めていきたいというふうに考えてございます。

説明については、以上になります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

2つ質問があるんですが、1つはクロマグロの方なんですけれども、キャッチコントロール

ールみたいなものが導入されるように書かれているんですけども、この委員会が立ち上がったころは、そういうものを入れるとミナミマグロのように大変なことになるのでやめようということで相談を受けたことがあるんですね。この点はどうなんだろうかとというのが1点目です。

それから2点目は、国内ではカツオの不漁がやっぱり非常に問題になっていて、その影響でカツオがとれないので別な漁業で別の魚を獲る。その魚が今度、枯渇してくるという事態に連鎖的になっているわけです。何とかしていただきたいということで、恐らくカツオは全体として多いけれども、西部の端っこはローカル・デプリーションみたいになっているのではないかとというような科学的な証拠を集めていただいて、ぜひとも、そういう場で戦ってなんて言うてはいけないのか、我が国の主張をしていただきたいということでございます。お願いでございます。

以上です。

○山川分科会長 まず、漁獲制御ルールの件につきまして。

では、参事官、お見えになりましたので、よろしく申し上げます。

○資源管理部参事官 資源管理部参事官の田中でございます。

ちょっと別用がございまして、遅参いたしましたして、委員の皆様方には大変申しわけございません。

ただ今田中委員の方からお話ございました2点について、お答えさせていただきたいと思っております。

1点目は、漁獲制御ルールについて、当初こちらの会議の場で、入れない方がいいのではないかと議論をしたのではないかとのお話ございました。

私の方、今すぐに、こちらでの会議の記録の方を確認することができないわけでございますけれども、先ほど国際課長の方からもお話を申し上げましたように、これからの資源変動に応じて管理措置を自動的に改定するルールとして、単にその強化するルールだけではなくて、要するに資源が順調に回復した場合は増枠をすることが検討できるという、ある意味そのプラスの面も十分考慮した形でのルールが、ほかの国も含めて国際的に合意ができたという点については、1つそこは注目していいところではないかというふうに考えております。

2番目につきまして、カツオに関して御質問がございました。特に、カツオが熱帯の漁場で多獲をされていると。それによって我々、日本の沿岸のカツオの資源が非常に少なくなってきていて、委員がおっしゃるようにローカル・デプリーションが起きているのではないかというふうなお話もございましたが、これにつきましてはデータの方を、御指摘のとおり、我々の方としては集めていくということで、標識放流調査などを初めとしたいろいろな調査を今までも進めてきておりますし、これからもそういったような科学的な証拠を集めた上で、南の熱帯漁場の影響が、北の日本の分布の、ある意味北の辺々の水域に、周囲にも影響が及んでいるということを科学的にも明らかにできるように、引き続き努めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうぞ。

○田中委員 クロマグロの関係で、今御説明いただいた趣旨は理解しました。

もし、そうであるのであれば、やっぱり国内の漁業者に見える形にするのがいい。これだけ増えればこれだけリターンがあるという、ビジブルにやらないと、なかなか皆さんやる気が起こらないのではないかと。ここまで回復すれば、ここまでリターンがあるというのが、やっぱりインセンティブになるので、そういう情報も、ぜひとも、できれば流していただきたいということです。お願いします。

○山川分科会長 御意見、承ったということで、よろしいでしょうか。

では、大森委員。

○大森委員 先ほど国際課長が御説明になった中で、メバチ・キハダ・カツオについては、他国はこの継続措置に非常に後ろ向きという中で、日本が頑張っていたでこうなったということなんですが、FADの禁漁期間は緩和されているし、その中で日数制限なりFADの個数制限は強化したという中で、ほぼ同じぐらいの効果がとおっしゃられたんですけども、その辺のところはちょっと、御説明でそうだというから、それは信じないわけではないんですが、何か田中先生もおっしゃるように、そこが目に見えるような形で、なるほど同じぐらいの効果なんだというのがわかるようにしていただければ、漁業者の方々とか関係の方々への説明というのもしやすいかなと思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見ということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 山内でございます。ありがとうございます。

今回のクロマグロについての枠組みが採択された件におきましては、私も現地におりましたけれども、非常に国際社会において高く評価された合意であったというふうに見ております。

もちろん今後の実効性というところは、まだ課題はありながらも、WCPFCの中で、非常に北小委員会が今年頑張ったということは、加盟国からもそういった声が聞かれておりました。

今後の作業なんですけれども、ここで枠が固まった後で、いろいろな作業工程がまだ次の3年間、特に、北小委員会で決めなくてはいけないところ、また、日本がしっかり関わっていかないといけないところが残されているかと思えます。

特に、先ほど少し、田中委員からもありましたけれども、今後その管理のいろいろな仕組みを変えていく中で、英語であればManagement Strategy Evaluationと、まだ日本語でどういうふうに正式に言うのか、私もまだ理解していないんですけども、特に生産者も含めた国内外のステークホルダーと言われる人たちの意見をより多く取り入れて、そういったものを科学とともに検討して枠組みを決めていくという、非常に、日本でもこれまで余りなかったような難易度の高い決定方式がされていくのかなと思えます。

そういった意味で、特に国内の、日本は最も大きな生産国であるということを考えましても、消費国であるということも含めましても、その日本の中でのキャパシティビルディングといえますか、そういった国際的な枠組みを今後決めていく中で、どうやって生産者の方に適切なインプットをいただくのか、参加をしていただくのかということところは非常に急がれる部分ではあるかと

思うんですけども、そういったところ、新しい管理のあり方を含めて、生産現場の方または消費の現場の方を含めて、しっかり声を上げていただくような、そういった方策としてはどのようなことを御検討されているのでしょうか。

○山川分科会長 田中参事官、よろしくお願いします。

○資源管理部参事官 山内委員、ありがとうございます。

それから、WCPFCの会合の方に御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

お話がありましたように、特にそのステークホルダーの方々の意見を取り入れるためのいろいろな場づくりということはしていかなければいけないというふうなことは、強く認識をしております。

それで、ほかの漁業の種類と違いまして、特にこのクロマグロについては全体としてかなり多く、皆様方から広く御意見を頂戴する機会を設けながら進めてきていると思います。

国内的には全国会議、あるいは関係各ブロックでの会議等のお話を伺うような仕組みもございますし、それから国際的には、今年ステークホルダー会議という会合を開きまして、直接その資源評価を行っている研究者の方が説明して、それに対してそのステークホルダー、特に漁業者の方々、あるいは流通業者の方々からの御意見を頂戴するというような機会も設けたりいたしましたので、そういったようなことを含めましてこれからもそういうふうなきめ細かい意見を吸い上げるような作業というのを継続していくということに尽きるのではないかなと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○山内特別委員 はい、ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言ないようですので、特になければ、その他に移りたいと思います。

その他ですけども、何かございますでしょうか。

柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。

マグロとは違うテーマで恐縮なんですけれども、今、東日本の太平洋では三陸・常磐沖でサバ操業ないしイワシ操業のハイシーズンを迎えております。それで、大中まきが西日本からも集まって操業しておるんですが、その近くをロシアのトロール船、中層トロールかと思うんですけども、数隻入ってきて、近くで漁場が、お互いできる場面が出ていると。

現場から、船間距離なりの危険を感じた際に、ロシア船と連絡がうまくとれない場面があると。オブザーバーが乗船しているロシア船もいるようなんですが、そうでもない船もあるようで、ちょっとまき網は網をやってしまうと動けなくなってしまうものですから、そこトロール船という漁法の違う船同士ということで危険を感じるという声が上がっておりますので、連絡網の拡充など何らかの対応をお願いしたいと。

それと、日露の協議の結果、来年、ロシアが日本のEEZ内でサバ・イワシの漁獲枠が5割増しというのが決まったと聞いております。

そういったことで、ロシア船の操業が日本のEEZ内で増えると、こういった漁場の競合ゆえ

の諸問題も出てくると思いますので、まずは安全確保という面で、水産庁には御尽力いただきたいとお願いいたします。

○山川分科会長 これにつきまして、では、黒川国際課長、よろしくお願いします。

○国際課長 今のお話の中でもありますけれども、先般の地先沖合の協議まさにロシアで行われますので、今の船間距離の問題も従前からですけれども、特にこのごろやっぱり目立つようになってきたということで、漁業者の方からも懸念する声というのを我々は聞いておりまして、交渉の中でも1つの重要なテーマとして話し合いました、なかなかロシアというお国柄もあって、その場ではっきりとどうこうするというのを明言までは至ってないんですけれども、まずそういう認識は先方とも共有しておりますし、あと具体的なやり方については、電話であるとか、メールベースみたいなものも含めて、今よりも、特にその操業の支障が、その連絡を取り合うがゆえに操業の支障が生じるという事態も非常にまずいと思っておりますので、できるだけそこは事務的に解決していこうと思っておりますので、またもう少しお時間をいただければ。趣旨は重々わかっておりますので。

○柳内委員 お願いします。

○山川分科会長 よろしくお願いいいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしくお願いいいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますが、来年2月の中旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。

何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することとなる場合には、できる限り迅速に連絡をさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、日程につきましては後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○山川分科会長 では、よろしくお願いいいたします。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

大変お疲れさまでした。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。